

下水道使用料料金表

(1か月につき)

区 分		排除した汚水の量	使用料月額	使用料速算式
一 般 汚 水	基本料金	0 ^m	1,030 円	
	従量料金 (1 ^m につき)	1 ^m から 10 ^m まで	27 円	27 円×使用水量(^m)+ 1,030 円
		10 ^m をこえ 20 ^m まで	138 円	138 円×使用水量(^m)- 80 円
		20 ^m をこえ 30 ^m まで	166 円	166 円×使用水量(^m)- 640 円
		30 ^m をこえ 50 ^m まで	197 円	197 円×使用水量(^m)- 1,570 円
		50 ^m をこえ 200 ^m まで	258 円	258 円×使用水量(^m)- 4,620 円
		200 ^m をこえ1,000 ^m まで	315 円	315 円×使用水量(^m)- 16,020 円
		1,000 ^m をこえるもの	350 円	350 円×使用水量(^m)- 51,020 円
浴 場 汚 水	基本料金	100 ^m まで	1,850 円	
	従量料金 (1 ^m につき)	100 ^m をこえるもの	17 円	17 円×使用水量(^m)+ 150 円

上記表にて得た金額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とします。

水道を使用されますと、水道料金が加算されます。

月の途中で水道を開始したり、中止した場合は、基本料金が日割り計算となるためにこの式では計算できません。

※高知市農業集落排水施設使用料につきましては、春野地域振興課のホームページをご覧ください。

下水道使用料の計算例(一般家庭2か月の汚水量が42^mの場合)

1か月単位で計算するので前半1か月と後半1か月の使用水量を計算します。

1か月分の使用量は、 $42\text{m} \div 2 = 21\text{m}$ となるので、速算式により

$$166\text{円} \times 21\text{m} - 640\text{円} = 2,846\text{円}$$

$$2,846\text{円} \times 110 / 100 = 3,130\text{円} \quad 2\text{か月分は、} 3,130\text{円} \times 2\text{か月} = 6,260\text{円}$$

【下水道使用料は6,260円となります。】

■下水道使用料は、2か月ごとに納めていただきます。排除した汚水の量は、水道の使用水量とします。また、地下水等を使用されている場合は、量水器での計測による使用水量とします。

■下水道の使用を開始するときや、休止、廃止及び再開するときは、その旨を届けていただくことになっています。